

安倍教育政策に基づく学習指導要領改定

矢倉久泰（2017年3月執筆）

■根っこに改定教育基本法・改憲案

文部科学省は2017年2月14日、学校で教える内容を定めた学習指導要領の改訂を公表した。小学校は2020年度から、中学校は2021年度から実施される。学習指導要領の改訂は7回目（本誌2017年3月号・佐々木賢さんの「新聞を読んで107『学習指導要領』をご参照ください）。その問題点を探ってみたい。

学習指導要領はもともと戦前の国家統制的な教育の反省に立って、戦後間もない1947年3月、六三制がはじまる直前に、文部省が「試案」（手引き）として教員の参考用に示したもので、強制力のないものだった。その後、教育の戦前回帰が指向される中、1958年の改訂時に、教育に対する国の権限を強めるために官報に告示して「法的拘束力」を持たせるようになった。教科書検定もこれに基づいて行われてきた。教員は教科書「で」教えるのではなく、教科書「を」教えるなければならないようになった。

今回の改訂の特徴は、安倍第1次政権が2006年12月に改定した教育基本法に完全に対応したものであることだ。前回の改訂は2008年だったが、教育基本法が改定される前から検討が進められていたため、安倍政権にとっては「不完全な」指導要領だった。安倍首相は第2次政権発足の2012年12月、「改定教育基本法の理念が教育現場に生かされていない」と発言、教育再生実行会議を立ち上げて教育支配の政策を次々に打ち出していった。その中に今回の指導要領改訂で導入された道徳の教科化や小学校からの英語教育の提言があった。

今回の指導要領は初めて「前文」を掲げ、そこに改定教育基本法の第1条（教育の目的）と2条（教育の目標）を記載し、「教育はこれらを達成するように行われなければならない」とした。

「教育の目標」5項目の中には、「豊かな情操と道徳心を培うとともに……」や、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに……」が掲げられ、道徳教育や愛国心教育の推進をうたった。そのうえで「特別の教科・道徳」の実施を示し、その徳目として「国や郷土を愛する態度」「伝統と文化の尊重」「家族愛、家庭生活の充実」「勤労・公共の精神」などを挙げた。

これらは安倍政権が進める自民党の改憲草案（2012年）の先取り実施ともいえよう。草案の前文には「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため……」とある。

この改憲草案の前文の冒頭には「日本国は、長い歴史と文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって……」とあり、第1条で「天皇は日本国の元首」と規定している。これを受けるかのように小学6年の社会科で「天皇の地位については、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること」とある。草案には「国旗・国歌の尊重」はあるが（第3条）、「天皇敬愛」の規定はない。ということは、指導要領には改憲草案を超えた内容もあるということだ。

■グローバル化・人工知能社会に対応

改訂指導要領の前文には、このほか「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し」とある。

その「これからの時代」とは、指導要領の改訂方針まとめた中教審答申（2014年10月21日）は、グローバル化や情報化、人工知能（AI）の進化などを挙げ、「新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む『社会に開かれた教育課程』を実現する」とうたっている。

この方針を具体化するために、グローバル化に対応して小学校3、4年で英語に親しむ時間を設け、5、6年で英語を教科化する。情報化社会に対応してコンピューターの操作を教えるプログラミング学習を必修化して「総合」「算数」「理科」「音楽」などに取り込むという。

このプログラミング学習と、新しい学習法アクティブ・ラーニングは、安倍政権の「日本再興戦略2016～第4次産業革命に向けて～」に基づくものだ。この戦略に「第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築」が提起されている。経済の国際競争に打ち勝つための安倍国家戦略を推進するための教育である。

これについて小森陽一・東大教授（九条の会事務局長）は「教育の目的が個人の人格の完成から、国家や企業の要請に応える人材育成に転換し、指導要領の人間観そのものが変わった」と「朝日」紙上で批判している（2月15日付）。まさにその通りだと思う。

（注）第4次産業革命 すべての物をインターネットでつなぐIoTの進展で、情報が収集、蓄積されるビッグデータを人工知能（AI）で分析し、それを活かして新しい商品やサービスなどの産業を興すこと。

■教育の「生産管理」

一方、これまで指導要領改訂の中心だった「何を学ぶか」（何を教えるか）という教育内容の見直しに加えて、今回は新たに「どのように学ぶか」（どのように教えるか）も規定した。教え方の強制である。さらに、教えた結果、「何ができるようになるか」も加えた。

「教え方」は安倍政権の「日本再興戦略」（後述）が提起した「アクティブ・ラーニング」（AL）の導入がそれだ。自分で課題を見つけて、情報を集め、グループ討論や発表などを行って問題解決能力を高める学習方法で、指導要領は「主体的・対話的で深い学び」と言い換えている。（ALの概念が確立していないという理由）。

そして、すべての教科について、その教科を学ぶことで、どのような資質・能力が身につくのかを、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③学びに向かう力・人間性の涵養——の三つの柱を示している。

こうした授業に向けて、新指導要領が教員に求めているのが「カリキュラム・マネジメントの確立」だ。何をどのように教えるか、「計画」（Plan）を立て、「実行」（Do）し、その結果を「評価」（Check）し、次の取り組みの「改善」（Act）に生かす——企業の生産管理で行われているPDCAサイクルの授業への導入である。これは、まさに教育の「生産管理」である。

アクティブ・ラーニングやPDCAの導入で、教員にとっては、いま以上に多忙、過重負担になる。はたして対応していけるのか。

■なぜ道徳を「特別の教科」にしたのか

新指導要領の最大の「目玉」、いや「悪玉」は「特別の教科・道徳」だ。これだけは他の教科に先駆けて2018年度から小学校で、2019年度から中学校で実施される。なぜ「特別の教科」にしたのか。中教審答申によると、道徳は①他の教科と異なり人格形成に関わる強化である、②すべての教科・教育活動を通じて行うもの、だからという。それは道徳を別格扱いにするということであり、戦前、各教科の先頭に「修身」を位置付けたことを思い出す。

道徳教育の強化（私に言はすれば教育勅語の復活）は自民党政権が「悲願」として推進してきたものだ。戦後の教育には初め道徳の時間はなかった。1955年、自由党と民主党が合同して「自由民主党」を結党した時の党是が自主憲法の制定と教育基本法の改定だった。その意図の一つに道徳教育の復活・強化があった。

そして1958年、道徳の時間を「特設」して週1回授業を行うよう義務づけた。1963年には自民党に背中を押された文部省が「道徳教育の手引き」を全教員にタダで配った。1966年には中央教育審議会が「期待される人間像」を答申、その中に愛国心や天皇敬愛などを盛り込んだ。

中曽根首相が設置した臨時教育審議会は1987年の最終答申で「徳育の充実」を掲げ、「日本の伝統・文化の理解と尊重」「日本人としての自覚」の教育を推進するよう求めた。これが2006年の教育基本法改定の伏線になった。この間の2002年、文科省は道徳の小中学校用副教材「心のノート」を発行した。それを2012年に改定して「私たちの道徳」として発行し、国定道徳教科書づくりを進めた。そして、ついに道徳を「特別の教科」に仕立て上げたのである。

なぜ、自民党政権は道徳教育の強化にこだわり続けてきたのか。一言でいえば、保守政権を覆す動きを封じて保守体制を維持するために、体制順応型の国民づくり・臣民づくりをめざしたからではないか、と私は思う。

■「国を愛せ」と言われてもなあ

新指導要領による道徳教育は、前に触れたように改定教育基本法の「教育の目的」「教育の目標」を実施するということだ。その柱は、①自分のことに関する事、②人とのかかわりに関する事、③自然や崇高なものとの関わりに関する事、④集団や社会との関わりに関する事この4つ。その「徳目」は小学校で22項目。それらを平たく言えば、「自らを律せよ」「自由には責任を伴うぞ」「正直、誠実であれ」「節度、節制を保て」「努力せよ」「感謝の気持ちを忘れるな」「規則を守れ」「労働に励め」「公共に尽くせ」「家族は仲良く」「日本の良き伝統と文化を守れ」「愛国心を持って」「畏れ多いものを尊敬せよ」等々。

人間、ときにはけんかをする、悪口も言う。人権を損なう法律や規則は守りたくない、変えたいと思う。「公共の精神を持って」というが、自民改憲草案は「公共の福祉」に変えて、「公益及び公の秩序に反するな」という。その「公」が怪しい。「公＝国家」「公益＝国益」であり、「国家に尽くせ」ということではないか。「国を愛せ」と言われても、安倍自民党政権支配の国を愛したくない。「伝統と文化の尊重」も改定教育基本法や改憲草案で強調されているが、これは「天皇敬愛」を込めているのではないか。改憲草案には「天皇を元首化」も入っている。

こうした徳目を盛り込んだ教科書で学級担任が教え、それを子どもたちが身に付けたかどうかを、日ごろの行いや発言、ノートチェックや面接などで総合的に文章で評価することになっている。道徳教育を推進するリーダー教員を各学校に置くので、全校一丸となつての道徳教育推進である。

国家の求める価値観や生き方を子どもに一方的に押し付ける道徳教育は、憲法に保障された「内心の自由」や「思想信条の自由」「表現の自由」などを侵害するものである。

■道徳教科書の細かい検定

小学校の道徳教科書の初の検定結果を3月24日、文科省が公表した。検定申請があったのは8社24点。文科省の教科書調査官が「すべての徳目を取り上げているか」「道徳の指導要領に沿った題材が選ばれているか」などをチェック、その結果、244件にクレームを付けた。教科書会

社は修正して検定をパスした。

ある教科書（小学1年用）が「にちようびのさんぼみち」という題材で「パン屋」にしたところ、「指導要領の『我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つ』という点から不適切」とクレームがつき、「和菓子屋」に変えた。「大すき、わたしのまち」（小1用）という題で、アスレチック公園で遊ぶ子どもたちの写真を載せたところ、上記と同じクレームがつき、和楽器演奏の写真に取り換えた。指導要領のねらい通りに記述されているかどうか、重箱の隅をつつく細かい検定が行われたのだ。

■世界平和への寄与と集団的自衛権

中学校道徳の徳目には「国際理解・国際貢献」というのもあり、その内容として「世界の平和と人類の発展に寄与する」と書かれている。これは結構なこととは思うものの、安倍政権が言うところの「積極的平和主義」を私は思い起こしてしまう。この「安倍平和主義」は憲法九条違反の集団的自衛権行使による「国際貢献」である。自衛隊を紛争地に派兵して同盟国軍と共に戦い、「平和を守る」というものだ。新指導要領は「政府見解」を教えるよう求めているので（領土問題など）、世界の平和に貢献するために集団的自衛権を行使する国民の育成をめざしているのではないか。

（注）「積極的平和」はノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥングが世界に広めた考え方。積極的平和主義とは「貧困、抑圧、差別など構造的暴力がない状態」「豊かさ、秩序、正義、自由、民主主義、人権尊重、健康福祉の充実、文化的生活、安全な環境」などを実現すること。

■「史上最悪」の改訂にどう対応するか

以上のように改定指導要領にはさまざまな問題点がある。「史上最悪の改訂」と言ってもいいだろう。学校現場では、この指導要領に基づいた教育を強いられる。一週間の授業計画（週案）を校長に提出して承認を受けなければならない。教員が「創意工夫をこらした授業」をしようと思っても「指導要領から逸脱している」とクレームを付けられるので、やむを得ず指導要領どおりの授業をせざるを得ない。これが学校現場の実情だろう。

これに私たちや学校現場はどのように対応すればよいのか。端的に言えば、日本国憲法に従って教育実践を進めることだと思う。指導要領は本来、憲法の規定に従って作成させるものだ。校長や教育委員会、文科省から「指導要領どおりに授業せよ」と指示・命令があったとしても、「私は憲法に従って教育をします。これこそ平和で民主的な日本の未来を築く主権者を育てることになると思います」と自信をもって反論し、実践することができるはずである。それを私たち市民は支援することだ。

ではどうするか。教員と保護者・市民とのひざを交えた対話が必要だと思う。大分県教組は地域教育懇談会を開いてきた。私の地元・東久留米市では教職員と市民がお茶を飲みながら教育を語り合う「教育カフェ」を定期的に開いている。地域で教員が学校での教育実践上の悩みや問題点を話し、保護者・市民が親身になって対策を話し合う。そういう場が各地に広がればいいと思う。

学習指導要領の変遷

(矢倉久泰)

- 1947 年版 文部省は表紙に「試案」と明記し、「教師の手引き」として刊行。修身を廃止、公民・歴史・地理に代わって社会科を新設。ほかに家庭科、自由研究などが登場。
- 1955 年版 「試案」の文字を消し、法的拘束性の主張を開始。小学校社会科で「天皇の地位」が登場。中学校社会科を地理的分野、歴史的分野、政治・経済・社会分野の3つとする。高校社会科から「時事問題」が消える。
- 1958 年版 「官報」に「文部省告示」として公示し、法的拘束性を持たせる。小中学校に「道徳」を特設（週1時間）。高校で「倫理・社会」を設置。小学校音楽に「君が代」登場。学校行事等で「国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい」と明記。
⇒小 1961 年度、中 62 年度、高 63 年度から実施
- 1968 年版 教育課程の領域を、各教科、道徳、特別活動の3つとする。授業時数を「最低」から「標準」へ。小学社会科で神話が復活。小学算数に集合・関数・確率を導入し、「教育の現代化」を図る。中学社会科に「公民的分野」。⇒小 71 年度、中 72 年度、高 73 年度から実施
- 1977 年版 「ゆとり教育」実施で授業時数を減らし、内容を精選。指導要領総則から教育基本法の文字を削除。君が代を「国歌」とする。高校で「現代社会」を必修で新設。習熟度別学級編成を導入。⇒小 80 年度、中 81 年度、高 82 年度から実施
- 1989 年版 小学校低学年で社会科と理科を廃止し「生活科」とする。中学校の選択教科をすべての教科に拡大。高校社会科を解体し「地理歴史科」「公民科」に再編。高校家庭科を男子も必修とする（家庭科の男女共修）。保健体育の「格技」を「武道」に改める。「国歌・国旗」の指導を強制。「文化と伝統の尊重」など国家主義的道德教育を強化。
⇒小 92 年度、中 93 年度、高 94 年度から実施
- 1998 年版 2002 年度からの学校五日制完全実施に対応して教科内容を3割削減。「総合的な学習の時間」を新設して体験的・問題解決的学習を推進。自ら学び考える「生きる力」を育成。ボランティア活動を重視。外国語（英語）を必修化。高校に新教科「情報」を必修で新設。高校の卒業単位数を88から74に縮減。
⇒小 2002 年度、中 2003 年度、高 2003 年度から施行
- 2008 年版 理数教科を中心に学習内容と授業時数を増やす。記録や討論、論述など言語活動を充実。小学校高学年で外国語活動を導入。中学校で武道とダンスを必修化。
⇒小 2011 年度、中 2012 年度から実施
- 2017 年版 「特別の教科・道徳」設置。小学校5,6年で英語を教科化。小学校でプログラミング学習を必修。「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）を導入。
⇒小 2020 年度、中 2021 年度から実施（道徳は小 2018 年度、中 2019 年度実施）